

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 A 急送 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 一般貨物自動車運送事業
- 2 貨物運送取扱事業
- 3 引越しの請負
- 4 自動車配送取扱事業
- 5 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理
- 6 古物営業法に基づく古物の販売
- 7 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- 8 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 茨城県○●市 に置く。

(公示の方法)

第4条 当社の公示は、茨城新聞 に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、800株 とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得したのに対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則22条1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当該会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議

決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要綱及びその結果並びにそのた法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社には取締役を1名を置く。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。

(取締役の資格)

第20条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当会社に取り締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- 2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。
- 3 社長は当会社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

第23条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年 9月 1日から翌年 8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終株主名簿に記載または記録された株主及び登録株主質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第26条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(設立に際して発行する株式)

第27条 当会社の設立時発行株式の数は400株とし、その発行する価格は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価格又はその最低額及び資本金)

第28条 当会社の設立に際して出資される財産の価格は金400万円とする。

2 当会社の設立時資本金は金400万円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成19年 8月31日までとする。

(現物出資)

第30条 当会社の設立に際して現物出資する者の氏名、出資の目的である財産、その価額並びにこれに対し与える株式の数は、次のとおりである。

(1) 出資者 発起人 行政 太郎

(2) 出資財産及びその価額

初年度登録

土浦100あ▲95 トヨタ TRH112-5006×× 平成16年1月 金100万円

土浦100あ△96 三菱 FE305B480×× 平成 4年11月 金11万円

土浦100あ■97 三菱 FE517BN5002×× 平成 6年 9月 金12万円

土浦100あ□98 三菱 FE51CB5629×× 平成13年 3月 金50万円

土浦100あ●99 三菱 FE567EV5311×× 平成11年 2月 金17万円

(3) 与える株式の数 190株 金190万円

尚、当該現物出資自動車の第三者対抗要件としての登録については、一般貨物自動車運送事業法上の譲渡譲受認可後速やかに行うものとする。

(設立時取締役)

第31条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時 代表取締役 行政 太郎

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額等)

第32条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額等は、次のとおりである。

茨城県○●市△▲4丁目□■番地

行政 太郎 210株 金210万円

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社 A 急送を設立に際し、行政書士法第1条の3に基づき発起人 行政 太郎の定款作成代理人である 行政書士 橋本 哲 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成18年 8月31日

発 起 人

茨城県○●市△▲4丁目□■番地

行政 太郎

上記発起人の定款作成代理人

茨城県水戸市城南2丁目9番32号

第一プリンスビル1階

橋本行政書士事務所

行政書士 橋本 哲